

埼玉高速鉄道沿線地域の定住促進に係る魅力発掘・発信 業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 業務名

埼玉高速鉄道沿線地域の定住促進に係る魅力発掘・発信業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

3 目的

埼玉高速鉄道線（以下「SR」という。）は、埼玉県さいたま市の浦和美園駅から東京都北区の赤羽岩淵駅を結び、赤羽岩淵駅以南は東京メトロ南北線、東急目黒線と直通する都心直結の鉄道路線である。

平成13年3月の開業以来、利用者は開業時から約5万人増加しているが（令和3年度1日当たり輸送人員96,924人）、継続的に経営の安定化を図るためには、引き続き利用者の増加が必要である。

そこで、埼玉高速鉄道沿線地域（以下「沿線地域」という。）への子育て世代を中心とした定住者の取り込み、更に新型コロナウイルス感染症により減少した休日等利用者の増加を図るため、沿線地域で暮らすことの魅力を動画等により発信する。

4 沿線地域の定義

沿線地域とはさいたま市及び川口市であり、SR各駅から概ね3kmの範囲の地域を対象とする。

5 委託業務内容

(1) テーマ別沿線情報発信動画の作成

ア 概要

- ・ 次の3つのテーマに沿った、沿線地域の施設等の魅力やSRの特徴・取組を子育て世代に紹介する動画を作成する。
- ・ ターゲットは子育て中の家族及び30歳前後の夫婦・カップルとすること。

イ 動画テーマ

動画のテーマは以下のとおりとする。

| テーマ | 作成本数 | 想定されるコンテンツ |
|-------------|-------------------------------|--|
| 都心に近いまち | 1本 | <ul style="list-style-type: none">・都心に近く、アクセスが良い・東京メトロ南北線や東急目黒線へ直通している利便性・神奈川東部方面線の延伸や南北線品川延伸などにより、今後更なる利便性の向上が見込まれる |
| 子育てのまち | 2本 (さいたま市の内容を1本、川口市の内容を1本) | <ul style="list-style-type: none">・県や各市の子育て世代向け制度、施設、公園等の紹介・子どもと一緒にでも乗りやすい（ホームドア、車内ベビーカースペース等）・バリアフリーで使いやすい駅の紹介 |
| 自然・歴史・文化のまち | 2本 (さいたま市の内容を1本、川口市の内容を1本) | <ul style="list-style-type: none">・見沼たんぼなどの自然や、寺院や文化財などの歴史、文化に触れられること・SR主催の関連イベント、SR作成のパンフレットの紹介 |

※想定されるコンテンツを記載しているが、提案内容はこれに限らない。

ウ 動画内容

- ・ テーマに沿った沿線地域の施設やSRの特徴・取組を選定し、撮影・取材を行うこと。
- ・ 動画には沿線情報とSRの特徴や取組をバランスよく取り入れること。
- ・ 動画には必要に応じて字幕やBGMをいれること。

エ 動画の規格・尺

- ・ 動画の規格は16:9とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とすること。
- ・ 各動画の尺はそれぞれ1分程度とすること。

オ 放映方法

- ・ 動画は、開設済のWebサイト「都心に近い子育てのまち」（以下「Webサイト」という。）で放映するものとする。

(URL : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/SR-main/SR-townguide/index.html>)

カ 著名人の起用

- ・ ターゲットへの訴求力があると考えられる、埼玉県にゆかりのある著名人を動画に起用すること。
- ・ 著名人の出演に係る依頼や連絡調整、謝礼・旅費等の支払いは受託者が行うこと。

キ その他

- ・ 動画に係る肖像権・著作権処理を行うこと。
- ・ 動画は少なくとも令和9年度末まで委託者が放映できるようにすること。
- ・ 委託者による動画の校正を行うこと。

- ・ 動画は配信用データ（Web サイトや YouTube 等で再生・放映可能な形式）で委託者の指定する場所に納品すること。
- ・ 作成内容、作成時期、著名人の起用については、事前に委託者の承認を得ること。

（２）SR 車両ビジョン用魅力発信動画の作成・放映

ア 概要

- ・ （１）の動画を活用・編集し、沿線地域への定住促進等につながる 15 秒（以下「15 秒動画」という。）の魅力発信動画を作成し、SR 車両ビジョンで放映する。

イ 動画の規格・数量

- ・ 15 秒動画の規格は 16:9 とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とすること。
- ・ 作成する 15 秒動画の数量は 1 本とすること。

ウ 内容

- ・ ターゲットに沿線の魅力が効果的に伝わる内容にすること。
- ・ ターゲットの中でも特に休日等利用者を増やすために、沿線情報に加えて企画乗車券の宣伝を内容に入れること。
- ・ 必要に応じて 15 秒動画に字幕を入れること。

エ 放映方法

- ・ 15 秒動画は SR の車両ビジョン（ダイナミックビークルスクリーン）で放映するものとする。
- ・ 車両ビジョンの放映に係る事務や支払いを行い、15 秒動画を延べ 2 週間以上放映すること。

オ その他

- ・ 15 秒動画に係る肖像権・著作権処理を行うこと。
- ・ 15 秒動画は少なくとも令和 9 年度末まで委託者が放映できるようにすること。
- ・ 委託者による 15 秒動画の校正を行うこと。
- ・ 配信用データ（Web サイトや YouTube 等で再生・放映可能な形式）で委託者の指定する場所に納品すること。
- ・ 放映内容、放映時期については、事前に委託者の承認を得ること。

（３）テーマ別沿線情報発信動画ダイジェスト版の作成

- ・ （１）の動画を活用・編集し、ダイジェスト版を 5 本作成する。
- ・ 埼玉県 HP 等への継続的な掲載など、県が二次利用できるよう工夫し、使用期限は定めない。
- ・ ダイジェスト版には必要に応じて字幕や BGM を入れること。
- ・ 配信用データ（Web サイトや YouTube 等で再生・放映可能な形式）で委託者の指定する場所に納品すること。

（４）Web サイトで使用する画像等の納品

- ・ Web サイトで使用する SR 沿線の画像等を納品する。
- ・ （１）の作成のために撮影した素材を活用するなど、Web サイト内で SR 沿線の雰囲気や街並みが伝わるものとする。
- ・ 画像等は電子データで納品すること。

(5) その他

- ・ 受託者は契約締結後、速やかに実施計画書及び全体スケジュールを委託者に提出すること。
- ・ 全体スケジュールは委託者と常に進捗状況を確認するとともに、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- ・ 委託者と受託者とが協議を行った場合、受託者が議事録作成を行い、速やかに委託者へ提出すること。
- ・ 受託者は業務完了後、速やかに本業務委託の報告書を作成し、委託者に提出すること。

6 留意事項

- (1) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に委託者に報告すること
- (2) 本委託業務の著作権の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 本件業務により作成されたデータ、書類等（以下「データ等」という。）の著作物の所有権、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の権利については、委託者は、受託者から譲り受け、委託者に帰属するものとする。
 - イ 受託者が従来から保有している権利を用いて作成した写真や動画等については、著作権及びその他の権利を受注者に留保し、委託者が成果品以外に使用する際は、受託者との協議・許諾を要するものとする。
 - ウ 受託者は、委託者、川口市（所在地：川口市青木2-1-1）及びさいたま市（所在地：さいたま市浦和区常盤6-4-4）に対し、著作者人格権（著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権））を行使することができないものとする。
- (3) 本人の承諾を得ることのできない人物動画については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。また、放映後や掲載後に肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者において責任をもって対応すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の発生等により、業務内容を変更せざるを得ない状況となった場合は、県と協議の上、柔軟に対応すること。また、業務を行うに当たり、感染防止対策を徹底すること。
- (5) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく委託者と受託者双方が協議して決定するものとする。